

お客様各位

平成28年1月1日

新年あけましておめでとうございます。皆様方におかれましては、新年をいかがお過ごしでしょうか。今年も申年ですので、私は申にちなんで好奇心旺盛に情報収集・発信に努めて、皆様方のお役に立っていきたくと考えております。

今月は下記の3点をまとめました。

1. 今月の事務
2. 平成28年度税制改正の概要
3. 労働規制～雇用保険にはマイナンバーが必要です

1. 今月の事務

1月は月末にかけて期限が到来する沢山の事務があります。

①法定調書の作成と提出

「給与所得の源泉徴収票（給与支払報告書）」をはじめ、下記の各種法定調書を作成します。

源泉徴収票は、1通を必ず社員本人に交付し、この源泉徴収票には1年間の給与の収入金額と所得税の年税額が記載されていることから、ほかに所得のない給与所得者にとっては、所得税の確定申告書に準ずるものと考えて下さい。

また、平成27年中の給与等の金額が150万円を超える役員あるいは役員であった者や、500万円を超える一般社員については、税務署にも1通を提出します。

そして、給与支払報告書は、各人の平成27年1月1日現在の住所地の市区町村に2通提出します。

更に、忘れがちなのが不動産の売買や賃貸借をしている場合にはその支払関係を記した法定調書も必要になります。

上記の法定調書を作成したら、それらを「給与所得の源泉徴収票合計表」に転記してまとめ、今年1月末日が日曜日のため、2月1日までに税務署に提出します。

②償却資産税申告書の提出

固定資産税は、その年の1月1日現在所有している土地・家屋・償却資産に課される市町村税で、このうち償却資産については、所有者から提出された償却資産税申告書に基づいて課税され、申告書用紙は、平成27年中に各市町村から送られてきます。

償却資産に異動があれば必ず記入して下さい。仮に27年中に除却した償却資産があっても、償却資産申告書に除却と記入しなければ、今年も償却資産税が課税されますので。そして、償却資産税申告書にはマイナンバーの記載が必要になることに留意して下さい。

提出期限は自治体によって1月中旬あたりにしていることがありますので、注意が必要です。

③年末調整の仕上げ

昨年末の年末調整業務の仕上げとして、年末調整による過不足額を精算した後の金額で納付税額を計算し、それを基に納付書を作成します。会社によっては、納期特例として半年分を納付する場合があります、その納付期限は1月20日です。なお、今年は①と③にはマイナンバーの記載は不要ですが、今年から新たに発生した退職者や入社した者に係る事務にはマイナンバーが必要になることに注意して下さい。

2. 平成28年度税制改正の概要

昨年末に消費税の軽減税率の対象品目の調整に手間取りましたが、平成28年度税制改正大綱が公表されました。大きな改正項目は法人税率の引き下げと消費税軽減税率の導入です。

まず、法人税ですが、3年連続で法人実効税率を引き下げ、平成28年度には20%台となるよう、平成28年4月1日以後に開始する事業年度に23.4%、平成30年度に23.2%へ引き下げられます。

これは、資本金1億円以上の大企業の法人税率が対象で、中小企業の軽減税率は引き続き適用されるのですが、減税による財源を確保するため、全ての企業を対象に減価償却制度の見直しを行い、従来認められていた定率法償却の対象が絞られてきます。減税の見返りに課税ベースの拡大が行われ、税制中立とはこのことを言うのでしょうか。

次に、消費税ですが、平成29年4月からの10%引上げ時に8%の軽減税率が適用される対象品目が、「酒類及び外食を除く飲食料品」と「定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞」に決定しました。軽減税率分を区分・納税するための措置として、当面は現行の請求書を基にした簡易方式が認められますが、平成33年4月1日からは仕入先からの領収証や請求書に「税率」と「税額」を記載するインボイス方式が強制されることが決定しました。

食料品の軽減税率の対象が増えたため、税収が約1兆円不足するため、福祉予算を削減する必要が生じかねず、診療報酬の8年ぶりの引き下げ（薬剤費引き下げが大半で、医師の報酬は少しの上昇）や医療費の高齢者負担の増加も来年度予算で検討されています。

その他、所得税では、子育て支援のため3世代同居のための住宅ローン減税や市販薬を年間1万2千円以上購入した際の所得控除などしかなく、全体的に小幅な改正であると言えます。

3. 労働規制～雇用保険にはマイナンバーが必要です

1月から雇用保険の手続きには従業員のマイナンバーの記載が必要になり、マイナンバー取得時には、厳格な本人確認を行ってください。

① 事業主が個人番号関係事務実施者として提出するものとして、従業員の雇用保険被保険者資格取得届と喪失届があり、事業主において本人確認が必要です。

② 事業主が従業員の代理人として提出する高年齢雇用継続給付・育児休業給付受給資格確認や介護休業給付金支給申請書などではハローワークにおいて本人確認が必要になります。

仮に、従業員からマイナンバーの提供を拒否された場合でも届出書は受理されますが、税金分野でも必要とされており、後日の事務に非常に支障が出ます。ある意味においても、マイナンバーのない従業員を雇用することは非常に危険です。

なお、法人番号の記載が必要な届出は事業所設置届と廃止届に限られます。

記帳指導、決算・税金対策から人事労務対策までワンストップで対応します。
私共は最も頼りになるパートナーを目指しております。共に成長しましょう。

認定経営革新等支援機関 **坂田公認会計士事務所**

〒669-1544 三田市武庫が丘8-14-1

代表 公認会計士・税理士・社会保険労務士 坂田正一郎

TEL 079-506-0686 FAX 079-563-9128

E-Mail sakatacpa@leto.eonet.ne.jp HP <http://www.sakata-office.biz/>